

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和3年11月10日（令和3年（行個）諮詢第196号）

答申日：令和5年4月17日（令和5年度（行個）答申第5009号）

事件名：本人に係る公務災害補償通知書に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書9（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月30日付け防人給第18687号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 趣旨

不開示部分のうち下記部分についての不開示決定を取消す旨の決定を求める。

（ア）特定方面総監が陸上幕僚長宛に申請した「特殊な災害の認定について（申請）」の別紙のうち「5 判断理由」の部分（添付資料①参照（省略））

（イ）「公務認定に係る一件書類」の資料目次1ないし15の文書のうち不開示部分（添付資料②参照（省略））

イ 理由

法14条各号不該当

（2）意見書

ア 開示請求人が被相続人である特定個人から相続した損害賠償請求権についての開示請求である

開示請求人は特定個人（特定生年月日、特定年月日B亡）の父であ

る。

特定名は特定駐屯地において自衛官として勤務していたが、上司のパワーハラスメントと過重な長時間勤務により特定症状を発症し、特定年月日 B 自殺するに至っている。

防衛大臣が、開示請求人以外の個人の情報を理由として不開示している文書のうち、死者である特定名についての情報については、特定名の自殺による死亡により開示請求人が相続した国に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に関する情報であり、開示請求人自らの権利についての情報である。

なお、開示請求人は特定名の自殺につき、公務上認定申出をなし、特定方面総監は特定年月日 A 付けで公務上認定通知をしたうえ、遺族補償給付の支給を開示請求人になしている。

更に、開示請求人は安全配慮義務違反を理由として、国を被告とする国家賠償訴訟を特定地方裁判所に提訴し係属中である。

イ 法 14 条各号不該当

また、本件一部不開示決定（原処分）は、別表 2 に掲げる部分以外は、法 14 条 2 号、4 号、6 号及び 7 号に該当する部分、並びに保有個人情報不該当の部分を不開示としている。

しかし、いずれの文書も原処分が不開示理由とする法 14 条の各号に不該当であり、開示がなされるべきである。

第 3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定方面総監による特定年月日 A 付け特定文書番号 A 「公務災害補償通知書」に係る、陸上自衛隊特定方面隊が保有する一切の文書」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、別紙の 1 に掲げる 5 文書（以下「先行開示文書」という。）及び別紙の 2 に掲げる 21 文書に記録されている保有個人情報を特定した。

本件開示請求については、法 20 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 30 年 9 月 25 日付け防人給第 14975 号により、先行開示文書に記録されている保有個人情報について、法 18 条 1 項の規定に基づく開示決定処分を行った後、同年 11 月 30 日付け防人給第 18687 号により、別紙の 2 に掲げる 21 文書に記録された本件対象保有個人情報について、法 14 条 2 号、4 号、6 号及び 7 号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約 2 年 9 か月を要しているが、そ

の間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長時間を要したものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、付紙第2(省略)のとおりであり、本件審査請求を受け、別紙の2に掲げる21文書に記録された本件対象保有個人情報の法14条該当性を改めて検討した結果、別表2に掲げる部分は、同条2号及び7号に該当せず、開示することとするが、その他の部分については、同条2号、4号、6号及び7号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「法14条各号不該当である。」として、特定方面総監が陸上幕僚長宛てに申請した「特殊な災害の認定について（申請）」の別紙のうち「5 判断理由」の部分及び「公務認定に係る一件書類」の資料目次1ないし15の文書のうち不開示部分についての不開示決定を取り消す旨の決定を求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報の法14条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条2号、4号及び7号に該当する部分を不開示としたものである。

よって、上記2のとおり、不開示とした部分の一部を開示することとすることを除き、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 審議
- ④ 同月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年3月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年4月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対して、処分庁は法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、残りの保有個人情報として別紙の2に掲げる21文書に記録された保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、4号、6号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていが、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、別表2の不開示部分については、全て開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、法14条2号、4号及び7号に該当するとして、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1の不開示部分について

ア 当審査会において、不開示部分に記録されている本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分には、①審査請求人の子である特定個人の公務災害認定の判断理由、疾患等の認定調査の内容、事故現場図、勤務時間、勤務状況並びに災害発生前1週間、1か月及び6か月間の勤務状況等並びに②担当職員の職務の級及び特定個人の同僚等の勤務状況に係る情報が記載されていると認められる。

イ 当該部分は、それぞれ、特定個人又は特定個人以外の者に係る法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ 次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、上記①の不開示部分は、特定個人の勤務先の内部情報及び人事管理情報等であり、上記②の不開示部分は、特定個人以外の者の勤務状況等に関する情報であって、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知り得る情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において、個人識別部分である特定個人並びに担当職員及び同僚等の氏名が既に開示されていることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

エ したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）別表1の番号2の不開示部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

現認書、業務従事報告書、答申書及び意見書等（以下、併せて「現認書等」という。）に記録された不開示部分（意見書の医師氏名欄の不開示部分を除く。）には、被災者である特定個人の勤務及び被災現場等の状況並びに疾病に係る関係者からの報告及び聞き取りの内容等が記載されている。

防衛省には、補償を実施する機関として、報告及び聞き取りを行い、手続を進める責任があるところ、この調査に応諾した関係者の当該報告及び聞き取りの内容等を開示すれば、関係者が公務災害申立人である審査請求人からの批判や不当な働きかけ、嫌がらせ等を恐れ、正確、率直な供述をちゅうちょし、公務災害申立人側又は防衛省側いずれか一方不利になる供述を意図的に忌避するなどの行動をとるおそれがあり、ひいては、事実関係の把握が困難となり、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とすることが適当と判断した。

イ 当該不開示部分には、現認書等の作成に協力した関係者の所属、階級、氏名及び印影並びに当該文書に係る報告及び聞き取りの内容等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分を開示すれば、現認書等の作成に協力した関係者が明らかとなるため、部内調査であるとはいえる、情報提供依頼に対して、正確、率直な回答が得られなくなるなどして、事実関係の把握が困難となり、今後の災害補償業務に支障を及ぼすおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ また、意見書の医師氏名欄の不開示部分には、医師の署名が記録されていると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。署名については、当該作成者の氏名を知り得るとしても、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、署名まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3の不開示部分について

当該部分には、陸上自衛隊特定部隊特定中隊の組織図に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分については、これを開示することにより、特定部隊特定中隊

の組織、規模等が明らかとなり、自衛隊の運用能力が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を探ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法14条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、4号、6号及び7号に該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、4号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 (先行開示文書)

- 文書1 公務災害にかかる判断について（通知）（特定文書番号B。特定年月日C）
文書2 書面（特定年月日D）
文書3 ご相談いたしたい事項について（特定年月日E）
文書4 書面（特定年月日F）
文書5 書面（特定月日）

2 (本件対象保有個人情報を含む文書)

- 文書1 公務災害発生報告書（法定第3号）（特定文書番号C。特定年月日G）
文書2 特定個人（当時特定記号）の公務災害再認定調査の現状について（特定年月日H）
文書3 特定個人（元特定記号）の公務災害再認定に係るご両親等との面談結果について（報告）（特定年月日I）
文書4 特定個人の公務災害再認定に係る調査状況について（報告）（特定年月日J）
文書5 特定個人の公務災害再認定に係る調査状況について（報告）（特定年月日K）
文書6 特定個人の公務災害再認定に係る調査状況について（報告）（特定年月日L）
文書7 特定個人の公務災害再認定に係る調査状況について（報告）（特定年月日M）
文書8 特定個人公務認定調査に係るお願い（特定年月日N）
文書9 特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号D。特定年月日O）
文書10 特定疾病の公務災害認定について（承認）（特定文書番号E。特定年月日P）
文書11 災害の認定について（通達）（特定文書番号F。特定年月日A）
文書12 アンケート
文書13 録音反訳①
文書14 録音反訳②
文書15 調査依頼事項（特定年月日Q）
文書16 遺書
文書17 書面（特定年月日R）
文書18 保有個人情報開示請求書について（事務連絡。特定年月日H）
文書19 公務災害にかかる判断について（特定文書番号G。特定年月日C）
文書20 災害補償業務の流れ（疾病事案）

文書 2 1 現時点での調査状況

別表1（審査請求人が開示すべきとする部分）

文書9 特殊な災害の認定について（申請）（特定文書番号D。特定年月日〇）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	別紙の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するとともに、調査協力者等が識別されることにより、同種調査において、関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号に該当するため不開示とした。
	公務災害発生報告書（法定第3号）（特定文書番号C。特定年月日G）の「9 業務隊長等の調査事項」の一部	
	精神疾患等の簡易認定調査票の一部	
	事故現場見取図②の一部	
	災害発生日及び災害発生日前1か月間の勤務状況調査票の一部	
	災害発生日前6か月間の勤務状況調査票の一部	
	勤務時間確認表の一部	
	災害発生日及び災害発生日前1週間の日常生活調査票の一部	
	発症日前6か月間の日常生活調査票の一部	
	出勤状況確認表の一部	
2	特別勤務割出表（特定年度特定月A～特定年度特定月B）の一部	
	「特定事案 資料目次」の一部	
	現認書の一部	
	業務従事報告書の一部	
	答申書の一部	
3	意見書の一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、運用能力及び練度が推察され、自衛隊の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法14条4号に該当するため不開示とした。
	特定中隊職位機能組織図（案）の一部	

別表2（理由説明書において諮問庁が開示することとした不開示部分）

文書番号	不開示とした部分	枚目	開示することとした不開示部分
文書9	別紙の一部	4枚目	「5 判断理由」の1行目ないし3行目まで及び4行目の1文字目ないし10文字目まで
		5枚目	3行目の9文字目ないし37文字目まで、4行目ないし28行目まで、29行目の1文字目ないし10文字目まで及び32行目ないし36行目まで
		6枚目	1行目の1文字目ないし20文字目まで、5行目の21文字目ないし36文字目まで、6行目ないし15行目まで、16行目の1文字目、28行目、29行目及び30行目の1文字目ないし22文字目まで
		7枚目	16行目
		9枚目	15行目、25行目、35行目及び36行目
		10枚目	7行目の1文字目及び17行目の1文字目ないし12文字目まで
		11枚目	3行目、4行目の1文字目ないし8文字目まで及び30行目ないし33行目まで
		12枚目	14行目ないし21行目まで
	「特定事案 資料目次」の一部	14枚目	番号15の1行目及び2行目
	公務災害発生報告書の一部	17枚目	「9 業務隊長等の調査事項」の1行目の22文字目ないし27文字目まで及び29文字目
精神疾患等の簡易認定調査票の一部	精神疾患等の簡易認定調査票の一部	21枚目	18行目
		22枚目	2行目ないし12行目まで、16行目ないし26行目まで、29行目及び30行目

	23枚目	7行目ないし15行目まで、18行目ないし24行目まで、25行目の1文字目ないし15文字目まで、26行目の1文字目ないし34文字目まで、27行目の1文字目ないし4文字目まで、28行目ないし34行目まで、35行目の1文字目ないし25文字目まで及び37行目の1文字目ないし9文字目まで
	24枚目	4行目、6行目、8行目、17行目、19行目ないし21行目まで、23行目、28行目、29行目の1文字目ないし25文字目まで、31行目の1文字目ないし21文字目まで、38行目及び39行目
事故現場見取図②の一部	33枚目	表題
災害発生日及び災害発生日前1か月間の勤務状況調査票の一部	34枚目	「災害発生日及び災害発生日前1か月間における主な業務内容」欄の、1行目及び項目名並びに「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	35枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	36枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	37枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	38枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	39枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	40枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	41枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳

		細」欄の項目名
	4 2 枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	4 3 枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
	4 4 枚目	「各日ごとの勤務状況等の詳細」欄の項目名
災害発生日前 6 か月間の勤務状況調査票の一部	4 5 枚目	「災害発生日前 6 か月間における主な業務内容（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）」欄の 1 行目、2 行目及び 3 行目の 1 文字目ないし 22 文字目まで並びに「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	4 6 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	4 7 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	4 8 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	4 9 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	5 0 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害発生日及び災害発生日前 1 か月間を除く。）の勤務状況等」欄の項目名
	5 1 枚目	「災害発生日前 6 か月間（災害

		発生日及び災害発生日前1か月間を除く。)の勤務状況等」欄の項目名
	52枚目	「災害発生日前6か月間(災害発生日及び災害発生日前1か月間を除く。)の勤務状況等」欄の項目名
意見書の一部	116枚目	所在地欄、医療機関名欄及び医師氏名欄のうち印影
	118枚目	所在地欄、医療機関名欄、医師氏名欄のうち役職及び印影並びに意見書本文の2行目及び3行目